

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は平成5年3月から国民年金に加入しており、加入当時、私の国民年金保険料は、母が納付してくれていた。当時のことについて、母に話したところ、私が今後困らないように、漏れなく納付したと言っていた。

申立期間が、国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金被保険者期間において、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人に対して平成5年12月20日に国民年金保険料の納付書が作成されたことが確認できることから、当該納付書の作成時点で保険料が未納となっているのは、申立期間である同年3月のみであることから、当該納付書は同年3月の保険料に係るものと推認され、申立人の保険料納付を行っていたとされる申立人の母親は、「納付書が送られてきていたのであれば、納付していたはずである。」と供述していることを踏まえると、申立人の母親が申立期間の保険料を当該納付書により納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日は、昭和39年3月2日、資格喪失日は、42年6月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年3月から40年9月までは1万6,000円、同年10月から41年7月までは1万8,000円、同年8月から42年5月までは2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月2日から42年6月11日まで

私は、昭和39年3月2日から42年6月10日までの期間、A社C事業所に勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、記録の訂正を申し立てた。

調査の過程で、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、私と同姓同名(旧姓)で生年月日が異なる被保険者記録が見つかったものの、当該記録には脱退手当金の支給記録があるため、年金の支給対象期間とはならないとのことである。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、基礎年金番号に未統合となっており、申立人と同姓同名で、生年月日のうち誕生日(未統合記録では昭和21年\*月\*日)が10日異なる者が昭和39年3月2日に被保険者資格を取得し、42年6月11日に喪失している記録が確認できる。

また、社会保険事務所(当時)が保管している上記未統合記録に対応する脱退手当金裁定請求書に記載されている被保険者氏名及び生年月日は申立人の氏名及び生年月日と同一である上、同裁定請求書に記載されている住所は、申

立人が記憶している当時の自身の住所と一致している。

さらに、申立人のA社C事業所における雇用保険の被保険者期間は、上記の未統合記録の被保険者期間と一致している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と考えるのが相当であり、事業主は、申立人の資格取得日を昭和39年3月2日、資格喪失日を42年6月11日として社会保険事務所に対して届出していたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和39年3月から40年9月までは1万6,000円、同年10月から41年7月までは1万8,000円、同年8月から42年5月までは2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立人は脱退手当金を受領していないと主張しているところ、当該期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び領収証には、申立人の署名、押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の押印がある上、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年3月までの期間、11年3月、12年2月から同年3月までの期間及び16年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から10年3月まで  
② 平成11年3月  
③ 平成12年2月から同年3月まで  
④ 平成16年3月

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私が学校卒業後にA市町村へ帰郷してから送られてきた納付書により、A市町村役場内にある金融機関でまとめて納付した。

また、申立期間④の保険料についても、送られてきた納付書によりB市町村役所内にある金融機関で納付した。

申立期間に係る国民年金保険料は全て納付しているはずなので、年金記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は「学生当時、未納であった国民年金保険料は、卒業後にA市町村へ帰郷してから送られてきた納付書により、A市町村役場でまとめて納付した。」と主張しているところ、戸籍の附票によると、申立人がA市町村に住所を定めた日は平成12年4月6日であることが確認でき、その時点では申立期間①の大半に当たる9年8月から10年2月までの期間については、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人は平成12年11月29日に同年4月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付、13年6月8日に同年4月から同年6月までの保険料を現年度納付、同年11月7日に同年1月から同年3月までの保険料を過年度納付している記録が確認できることから、申立人はこの時にまとめて納付した保険料を申立期間の保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間④については、オンライン記録によると、平成17年8月23日付けで、「未加入期間国年適用勧奨」の未適用者一覧（最終）が作成され

ている上、当該期間に係る国民年金被保険者資格取得日及び資格喪失日は同年11月4日に追加訂正されていることが確認できることから、この時点まで当該期間は国民年金の未加入期間であったものと推認できる。

なお、平成17年11月4日付けで、同年3月分の納付書が発行され、同年11月7日に収納されていることは確認できるが、申立期間④の保険料が収納された記録は確認できない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降記録管理業務がオンライン化され、電算機による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されているところ、申立期間①、②、③及び④の複数の期間にわたって、金融機関を通じて納付された保険料の収納記録に事務的過誤が繰り返し生じたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 和歌山国民年金 事案 747

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年12月まで

私が20歳の時に母親が私の国民年金の加入手続を行い、その時から母と姉と私の国民年金保険料を毎年度前納してくれていた。申立期間の保険料については納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳の時に母親が私の国民年金の加入手続を行い、その時から3人分の国民年金保険料を毎年度前納していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年2月6日にA市町村（現在は、B市町村）で払い出されており、これ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の2年1月から4年3月までの期間の国民年金保険料について、同年1月24日に一括納付していることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は同年1月頃に行われたものと推認され、申立人の主張とは符合しない。

また、前述の被保険者名簿には、「適用もれ」の記載が確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと推認される平成4年1月頃に20歳まで遡って国民年金被保険者の資格を取得させたものと考えるのが相当であり、申立期間当時、申立人は国民年金の未加入者であり、国民年金保険料を納付することができない上、同年1月時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から同年7月まで  
昭和61年4月頃、当時、A市町村（現在は、B市町村）役場に勤務していた父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。  
申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和61年4月頃、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、A市町村役場の窓口で納付してくれた。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月5日に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえる上、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金未加入者であり、申立期間に係る保険料を納付することはできない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人は、申立期間当時の保険料の納付について具体的な主張は無い上、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとされる父親は、高齢等のため当時の状況について具体的な供述は得られないことから、申立人に係る国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況は確認することができない。

さらに、申立人は、「ねんきん特別便では申立期間は納付済みとされていた。」と主張しているが、仮に、申立人に対し、ねんきん特別便により申立期間が納付済みであった旨通知されていた場合、申立人のねんきん特別便が作成された平成20年6月23日以降に申立人の年金記録が訂正又は取消しされたことになるが、オンライン記録において、当該日以降に申立人の申立期間に係る年金記録が訂正又は取消しされた履歴は見当たらない。



加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月1日から45年2月4日まで  
② 昭和46年4月1日から53年5月20日まで

私は、昭和40年1月1日から45年2月4日までの期間及び46年4月1日から53年5月20日までの期間、A社（現在は、B社）で勤務した。42年4月から同年7月までC市町村で幹部教育の研修を受けたこともあり、在職中はかなりの収入があった。数年前に社会保険事務所（当時）において年金の相談をした際に、厚生年金保険の平均月収が23万5,000円ぐらいと記された用紙を受け取った記憶があるにもかかわらず、日本年金機構から通知された同社における標準報酬月額の記録が低すぎることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人が提出したA社の第27期研修生修了記念写真の名簿に記載された同僚のうち、連絡が取れた複数の同僚は、「A社では、営業成績によって毎月給料が変動していた。当時の給料額については、はっきりと覚えていないが、通知された標準報酬月額の記録とほぼ一致している。給料額の算定方法や社会保険料の控除額については、当時、会社から説明があり、各自承知していたと思う。」旨供述している。

また、A社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる50人の標準報酬月額の変遷を調査したところ、申立人以外にも、昭和42年の研修後の標準報酬月額が下がっている被保険者が複数確認できるほか、申立人の標準報酬月額が他の同僚と比べ著しく低いという事情は見当たらない。

さらに、A社は、「給料が歩合制であったため、月によっては、定時決定及び随時改定により決定された標準報酬月額と実際の給料額に差額が生じていたと思われる。」と回答しているほか、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して低く訂正された形跡は無い上、オンライン記録とも一致している。

なお、申立人が数年前に社会保険事務所において年金の相談をした際に、23万5,000円ぐらいと聞いていたと主張している厚生年金保険の平均月収は、申立人のオンライン記録の年金額計算における平均標準報酬月額（23万5,984円）であると考えられる。また、この平均標準報酬月額は、A社での標準報酬月額の記録を含む申立人の過去の厚生年金保険の標準報酬月額を最近の物価水準等で再評価した上で、計算することとなっている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。